

## 日本転倒予防学会 シンボルマーク使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、日本転倒予防学会（以下「本会」という）の理念および活動についての関心を高め、理解の促進や知名度の向上を目的として、本会独自のシンボルマーク（登録商標 第5747363号）を定め、その使用について必要な事項を定めるものである。

### (シンボルマーク)

第2条 シンボルマークは、次のとおりとする。



### (シンボルマークの管理および事務処理)

第3条 シンボルマークの原図の管理およびシンボルマークの使用に関わる事務処理は、本会事務局が行う。

### (シンボルマークの使用者の資格)

第4条 シンボルマークの使用者は以下の者とする。

- 1) 本会事務局、理事会、各委員会
- 2) 本会主催および共催の各イベント関係者
- 3) 本会会員で、本会理事長が適当と認める者

### (シンボルマークの使用対象活動)

第5条 シンボルマークの使用対象活動は以下のものとする。

- 1) 本会活動に関連する、発行文書、学会誌などの刊行物、イベントなどの掲示物、その他ホームページなど広報活動での使用
- 2) 本会会員による活動で、本会理事長が適当と認めるもの

### (シンボルマークの使用の申請)

第6条 第4条2) および3) に該当する者は、その対象活動ごとに事前に本会理事長に対し、別に定める使用申請書および、サンプル案を提出し、許可を得なければならない。

### (シンボルマークの使用の許可)

第7条 第6条のシンボルマークの使用の申請があったときには、その内容が適当と認められるものについて、本会理事長は当該の使用を許可する。

(シンボルマークの使用方法)

第 8 条 シンボルマークの使用方法は、本規程および別に定める「日本転倒予防学会シンボルマーク使用の手引き」に従うものとする。

(シンボルマーク使用者の義務)

第 9 条 シンボルマークの使用者は、第 1 条に定める目的に反して、シンボルマークを使用してはならない。

第 10 条 シンボルマークの使用者は、シンボルマークの使用について、本会理事長の指示に速やかに従わなければならない。また、本会理事長の許可なく、第三者に、シンボルマークを提供してはならない。

(シンボルマークの使用期間)

第 11 条 シンボルマークの使用期間は、シンボルマーク使用の対象活動の期間内とする。

(シンボルマークの使用停止)

第 12 条 本会理事長は、第 6 条に定める使用申請書の内容に虚偽があった場合、その他、本規程に反する不適切な使用があった場合は、その使用者に、シンボルマークの使用の停止を求めることができる。

(その他)

第 13 条 本規程にない事項については、本会理事長の判断により決定する。

(規程の改廃)

第 14 条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、評議員会が承認する。

(附則)

本規程は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。